

## 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（抜粋）

平成 22 年 3 月 26 日  
21 水 港 第 2597 号  
水 産 庁 長 官 通 知  
〔 最 終 改 正 〕  
〔 令 和 4 年 3 月 29 日 〕  
〔 3 水 港 第 2965 号 〕

### 第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に掲げる事業とする。

### 第2 共通事項

#### 1 事業実施計画の提出及び変更

交付等要綱第 5 第 1 項の事業実施計画は別記参考様式第 1 号により、交付等要綱第 5 第 2 項の事業実施計画の重要な変更は別記参考様式第 2 号により、水産庁長官に提出するものとする。

また、水産庁が別に定める公募要領に基づく課題提案書を提出した場合は、これをもって事業実施計画書に代えることができるものとする。ただし、課題提案書の内容に変更があった場合については、別記参考様式第 2 号により提出するものとする。

なお、個別事業ごとに様式が定められている場合には、それによるものとする。

#### 2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

#### 3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 第 3 項に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

#### 4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

### 第3 事業の目的、内容等

交付等要綱に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領によるものとする。

## 2-1-(4) 水産金融総合対策事業のうち漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業

### (1) 趣旨

この事業は、最近の我が国漁業をめぐる厳しい情勢の中で、漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等が借り入れる低利の運転資金である漁業経営改善促進資金に関し、当該資金に係る基金協会の預託資金の借入れについて国が利子補給金を交付することにより、その経営の改善の円滑な推進を資金面で推進するものである。

### (2) 事業の内容等

#### ア 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (ア) 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等であって、経営改善漁業者であること。
- (イ) 漁特法第4条第1項に規定する改善計画（以下「漁業経営改善計画」という。）がウに規定する使途の運転資金を必要とする具体的な経営改善措置を内容とするものであること。
- (ウ) 貸付けを受ける年度において、漁業経営改善計画の措置に着手することが確実であること。
- (エ) 青色申告を行っていること。
- (オ) (3)のアの資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること。）。

#### イ 融資機関

本資金の融資機関は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合、同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫並びに信用協同組合とする。

#### ウ 資金使途

本資金の資金使途は、漁業経営改善計画の達成に必要な次に例示する運転資金一般とする。ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まれないものとする。

- (ア) 雇用労賃
- (イ) 燃料費
- (ウ) 漁船の保守管理費
- (エ) 漁船乗組員の研修費
- (オ) 市場開拓費、販売促進費等
- (カ) 餌代又は種苗代

#### エ 貸付方式等

本資金の貸付けは、次に定めるとおりとする。

- (ア) 貸付方式 極度貸付方式による当座貸越又は手形貸付とする。
- (イ) 利用期間 本資金の貸付けが受けられる期間は、漁業経営改善計画の認定日から当該計画期間の最後の日を含む年度の3月31日までとする。

#### オ 極度額

##### (ア) 極度額の設定

本資金の極度額は、漁業経営改善計画期間の各年度について融資機関が設定し、都道府県知事の認定を受けるものとする。

##### (イ) 極度額の上限

本資金の極度額の上限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ極度額の欄に定める額とする。そのうち漁船漁業を主として営む者については、使用する漁船の合計総トン数に応じるものとする。

ただし、経営規模等からみて特別の事情がある場合は、水産庁長官が都道府県知事と協議して認められた額とすることができるものとする。

区 分	極度額の上限
漁船漁業を主として営む者	
①50トン未満の漁船	30百万円
②50トン以上100トン未満の漁船	60百万円
③100トン以上200トン未満の漁船	110百万円
④200トン以上の漁船	190百万円
養殖業を主として営む者	30百万円
定置漁業を主として営む者	40百万円

(ウ) 極度額の見直し

融資機関は、本資金を借り受けた者の経営状況及び資金利用状況からみて極度額を変更する必要があると判断する場合は、都道府県知事の認定を受けて、極度額を変更することができるものとする。この場合においては、(イ)のただし書を準用する。

カ 貸付利率

(ア) 本資金の貸付利率は、次の算式により決定する水準以内とする。

$$\text{貸付利率} = \frac{\text{(注1) 都銀・短プラ} \times \text{(注2) (協調倍率 - 1)} + \text{(注3) 融資機関への低利預託金利}}{\text{(注4) 調整値}} \quad \text{(年\%)} \quad \text{協調倍率 (注3)}$$

(注1) 小数点以下第三位を四捨五入した上で、小数点以下第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05%単位とする。

(注2) 「都銀・短プラ」とは、都市銀行の短期プライムレートをいう。

(注3) 協調倍率は2倍とする。

(注4) 調整値は、都銀・短プラ水準に応じ次のとおりとする。

都銀・短プラ	調整値
5%未満	0.8%
5%以上6%未満	0.6%
6%以上7%未満	0.4%
7%以上8%未満	0.2%
8%以上	0.0%

(イ) 中小漁業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、(ア)の貸付利率に年0.5%の範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。

(ウ) 本資金の貸付利率は変動金利制とし、利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高(当座貸越の場合に限る。)及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。

(エ) (ア)の具体的な貸付利率は、水産庁長官が別に定めるものとする。なお、金利改定日は原則として月の初めとする。

キ 償還期限等

(ア) 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付けにあつては1年以内、当座貸越にあつては概ね1年の当座貸越契約期間内とする。

ただし、エの(イ)の利用期間(以下「利用期間」という。)中は、オの極度額の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

(イ) 利用期間終了時の取扱い

本資金を借り受けた者の利用期間終了時に有する借入金残高は、利用期間終了時に全て返済するものとする。

(3) 資金利用計画

ア 資金利用計画の認定

本資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入希望者」という。)は、利用期間を上限として、別記様式第1号に基づき資金利用計画(以下「利用計画」という。)を作成し、当該利用計画が適当

である旨の都道府県知事の認定を受けるものとする。

#### イ 利用計画の提出

借入希望者は、利用計画について、あらかじめ融資機関の承諾を受けた上で、当該融資機関を経由して都道府県知事に提出するものとする。この場合において、当該融資機関は、貸付予定極度額を記載した承諾書を付すものとする。

ただし、借入希望者がアの貸付けに係る債務保証を必要とする場合には、当該融資機関は、基金協会との保証協議により、基金協会の保証の承諾を得た上で、利用計画を都道府県知事に送付するものとする。

#### ウ 都道府県知事の認定

(ア) 都道府県知事は、借入希望者から利用計画の提出を受けたときは、別紙1に定める審査委員会の意見を聴き、当該利用計画の審査を行い、当該利用計画が適当であると判断する場合には、その旨の認定を行うものとする。

ただし、認定を受けた利用計画の利用期間終了後に新たな漁業経営改善計画の認定を受け、本資金の貸付けを希望する場合において、その極度額が利用計画期間中に設定されていた額の範囲内であるときは、都道府県知事による再認定を行う必要はないものとする。

(イ) 都道府県知事が認定を行った場合は、借入希望者、融資機関その他関係者に対して別記様式第2号により通知するものとする。

#### エ 利用計画の変更

アからウまでの規定は利用計画の変更について準用する。この場合において、利用計画の変更の申請については別記様式第3号、利用計画の変更の認定の通知については別記様式第4号により行うものとする。

#### オ 利用計画の認定の取消し

(ア) 都道府県知事は、利用計画が次のいずれかに該当する場合、借受者に対して、利用計画の認定の取消しを行うものとする。

a 特別措置法施行令第3条第3項の規定により漁業経営改善計画の認定の取消しがあった場合

b 本資金により既往借入金の返済（（2）のウの既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）がなされていると認められる場合

c 利用計画期間中に、新たに漁業経営維持安定資金又は漁業経営再建資金の借入れを行う場合

(イ) 都道府県知事は、利用計画の認定の取消しを行った場合は、借受者、融資機関その他関係者に対してその旨を通知するものとする。

#### (4) 漁業経営改善促進資金の融通

##### ア 貸付目標額の策定

本資金の貸付目標額の策定については、次に定めるところによるものとする。

(ア) 融資機関は、借入希望者からの要望額等を踏まえ、毎年度、融資機関貸付目標額を策定し、都道府県知事に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、融資機関から提出のあった融資機関貸付目標額、当該都道府県の預託又は利子補給の見込み、預託資金の調達見込み、本資金の貸付実績等を基礎として、融資機関及び基金協会との協議を経て、毎年度、都道府県貸付目標額を策定し、水産庁長官と協議するものとする。

(ウ) (イ)の水産庁長官との協議は、毎年1月末までに、水産庁長官に別記様式第5号を提出して行うものとする。

##### (エ) 融資機関別貸付目標額の設定等

都道府県知事は、(ウ)の水産庁長官との協議を経て都道府県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する預託額を決定し、融資機関及び基金協会に通知するとともに、水産庁長官に報告するものとする。

#### イ 預託資金の借入れ

##### (ア) 基金協会の借入れ

a 基金協会は、(イ)の規定により融資機関に預託するため、民間金融機関から預託資金を借入れることができるものとする。

b aの借入れは次に掲げる要件を満たすものとする。

(a) 借入期間 1年以内（原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）

(b) 借入利率 水産庁長官が別途通知する要件を満たすもの

(c) 借入金額 貸付目標額の4分の1に相当する額又は都道府県からの預託資金若しくは利子補給により基金協会が借入れた資金の額のいずれか低い額

- c aの借入れの契約を締結する場合は、次によるものとする。
  - (a) 官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告して申込みをさせることにより一般競争入札に付して行わなければならない。この場合、基金協会は、一般競争入札の実施により契約の透明性等の確保を図ることが重要であることに鑑み、一般競争入札が確実に実施されるよう、関係者に対しその実施について周知徹底を行う等入札参加者の確保に努めるものとする。
  - (b) 一般競争入札に加わろうとする者に必要な資格及び(a)の公告の方法その他一般競争入札について必要な事項は、基金協会が定めるものとする。
  - (c) 一般競争入札に付しても入札者がなく、落札者が契約を結ばないとき又は再度の入札をしても落札者がなく、随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除き、最初の一般競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
  - (d) 一般競争入札に付する場合においては、b(b)の借入利率の範囲内で最低の利率をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。
  - (e) 随意契約による場合、2以上の民間金融機関から見積書を徴求するよう努めるものとする。
- (イ) 基金協会による預託資金の預託
  - a 基金協会は、国の助成を受けて調達した資金及び融資機関に預託するものとして都道府県から預託を受けた資金又は利子補給を受けて調達した資金について、融資機関に預託する。
  - b aの融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は都道府県と協議して基金協会が定めるところによるものとする。
    - (a) 預託額 都道府県が定めた融資機関の貸付目標額の2分の1に相当する額以内の額
    - (b) 預託利率 年1%  
ただし、資金供給予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの)における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満のときは、当該利率
- (ウ) 融資機関による貸付け
  - a 融資機関は、本資金を融通しようとする場合は、あらかじめ都道府県にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結するものとする。
  - b aの基本契約は、別紙2を参考に作成するものとする。
  - c 融資機関は、(2)に規定するところにより本資金を貸し付けるものとする。
- (5) 資金貸付け等の適正化
  - ア 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的及び慣行的とならないよう担保及び保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、利用計画の審査の前に、基金協会による債務保証の決定が必要であることから、基金協会の債務保証に関する手続等を迅速に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。
  - イ 基金協会は、本資金の原資の融資機関への資金預託に当たっては、次の事項に留意して適切な運用の確保に努めるものとする。
    - (ア) 本資金の原資の預託を開始するに当たっては、当該預託資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
      - (イ) 本資金の原資の預託に当たっては、極力現金による預託を避け、口座引落とし、口座振込み等預託資金の用途を確認し得る方法を活用すること。
  - ウ 融資機関は、本資金の貸付け及び払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。
    - (ア) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの対象者ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
      - (イ) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等貸付資金の用途を確認し得る方法を活用すること。
  - エ 融資機関は、常に借入者の資金利用状況、経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。
  - オ 都道府県の要綱等の制定等  
本資金の原資について、基金協会へ預託又は利子補給をしようとする都道府県は、本資金の融通に必要な事項を定めた実施要綱等を制定するものとし、その制定、改定及び廃止を行うときには、水産庁長官に届け出るものとする。

カ 帳票類の整理保管

都道府県、基金協会及び融資機関は、漁業経営改善促進資金の貸付け及び預託金に係る帳票類を当該資金以外のものと区分して事業終了後5年間保管しておくものとする。

(6) 助成の実施

国は、(4)のイの(ア)の規定により、基金協会が民間金融機関から預託資金を借り入れたときは、当該借入金に係る利息相当額について、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとする。

(7) 報告

ア 漁業経営改善促進資金貸付状況報告

融資機関は、四半期ごとの漁業経営改善促進資金貸付状況報告書を別記様式第6号により作成し、これを各四半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

イ 漁業経営改善促進資金状況報告

基金協会は、アの報告を取りまとめ、四半期ごとに漁業経営改善促進資金状況報告書を別記様式第7号により作成し、各四半期末の翌々月の15日までに都道府県知事及び水産庁長官に提出するものとする。

(8) 漁獲量の報告及び資源管理の取組

本資金の貸付対象者は、水産庁長官又は都道府県知事が資源評価及び資源管理を行うために必要があると認める場合において、その魚種別ごとに、漁獲量その他漁業生産の実績のほか、例えば許可漁業等については、漁業の種類、陸揚げ港、使用した網の大きさや反数、針数、釣り機台数その他の使用漁具の規格・規模、操業日、操業日数、操業区域、操業面積、操業時間(一操業ごと)、探索時間その他の操業の状況、資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。

(9) その他

ア 運用に当たっての留意事項

(ア) 本事業の関係者は、本事業が中小漁業者の漁業経営の改善合理化努力を支援することを最大の目的にしていることを十分に踏まえ、漁業経営改善制度の運営に当たるものとする。

(イ) 本制度は、漁業経営改善計画達成を資金面で支援することを目的にしているため、使いやすい融資制度とすることに主眼を置いているが、融資は返済を必要とするものであり、また、金利負担を伴うものであることを踏まえ、本事業の関係者は、必要な融資が的確に行われるよう配慮するとともに、安易又は過大な融資により経営改善漁業者の経営を圧迫することのないように十分に留意するものとする。

(ウ) 都道府県は、本制度が基金協会の預託資金の借入れ体制を基盤としていることに鑑み、本制度の安定的な運用の確保に努める等主導的な役割を果たすものとする。

(エ) 融資機関は、本資金の融資に当たっては、迅速な貸付けに努めるものとする。

イ この運用通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

## 別 紙

### 別紙 1

#### 都道府県審査委員会について

#### 1 構成

審査委員会は、都道府県、農林中央金庫、漁業協同組合連合会（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。）、水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合連合会、漁業信用基金協会その他都道府県知事が必要と認める関係機関の担当者により構成される。

#### 2 審査事項

- (1) 借受希望者の貸付資格及び貸付極度額
- (2) 資金利用計画における経営改善措置の妥当性
- (3) その他必要な事項

#### 3 運営

- (1) 審査委員会の運営は、都道府県が事務局となつて行うものとする。
- (2) 審査委員会の運営に当たっては、事前の準備等を入念に行うことにより、実質的な審査を的確に行うようにするものとする。
- (3) 審査委員会においては、構成員が自らの立場で判断するとともに、他の構成員の判断についても十分にフォローし、構成員相互間の協調とチェックにより資金制度の円滑かつ的確な実施に資するものとする。
- (4) 審査事項の決定は、原則として構成員全員の意見の一致によるものとする。

#### 4 その他

既存の類似の組織がある場合には、審査委員会に代えてその活用を図るものとする。

資金供給に関する基本契約書（例）

〇〇漁業信用基金協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の業務方法書第60条の定めるところにより、資金の供給（以下「低利預託資金の預託」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

1 低利預託資金の預託

- (1) 甲は、乙に対して低利預託資金を預託するものとする。
- (2) 乙は、前項の規定により低利預託資金の預託を受けたときは、乙所定の証書を甲に提出するものとする。

2 低利預託資金の預託の条件

甲の乙に対する低利預託資金の条件は、次のとおりとする。

- (1) 期間 1年以内で別に定める期間とする。
- (2) 利率 年1パーセント

ただし、資金供給予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの）における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1パーセント未満のときは、当該利率

(3) 利息の支払

利息は、毎年9月、3月の各末日及び預託を受けた低利預託資金の返還の日に支払うものとし、各支払日に支払うべき利息の計算方法は、低利預託資金の預託の日又は前回支払日から次の支払日の前日又は預託を受けた低利預託資金の返還の日の前日までの期間とする。

(4) 返還

乙は、低利預託資金の預託期間満了の日又は甲から返還請求があったときは甲の指定する日に預託を受けた低利預託資金を甲に返還するものとする。

3 貸付け

乙は、1の規定により預託を受けた低利預託資金の額の2倍に相当する額の資金を〇〇県（都道府県）漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び本通知の定めるところにより、貸し付けるものとする。

4 報告

- (1) 乙は、3の貸付状況を各四半期末の翌月の末日までに甲に報告するものとする。
- (2) 甲は、必要に応じ、漁業経営改善促進資金に係る貸付け状況その他の事項について乙から報告を求めることができる。

5 返還

甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が実施要綱、本通知又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する低利預託資金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

6 延滞金

乙が5の規定により返還することとなった低利預託資金を甲の指定する日までに返還しなかったときは、その日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該金額につき年〇パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

7 変更

この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲及び乙が〇〇県（都道府県）と協議して定めるものとする。

8 協議

この契約、実施要綱及び本通知に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じた場合には、甲及び乙が〇〇県（都道府）と協議して定めるものとする。

この契約を証するためこの契約書を2通作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有するとともに、その写しを〇〇県（都道府県）に提出するものとする。

年 月 日

甲 〇〇漁業信用基金協会  
理事長 ○ ○ ○ ○  
乙



利子補給契約書（例）

〇〇（農林水産大臣指定法人名）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する資金（以下「漁業経営維持安定資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付することについて、次の条項を契約する。

第1条 甲は、乙の融資に係る漁業経営維持安定資金につき、〇〇（農林水産大臣指定法人名）漁業経営維持安定資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより、乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 乙の貸付に関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。

第3条 乙の貸付の償還期限等の変更（ただし、利子補給金の減少に係るものを除く。）に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第4条 乙は、貸付けを行ったとき、又は貸付の償還期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に対し報告するものとする。

第5条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。

第6条 乙は、甲に対し1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間ごとに利子補給規定第4条の規定により算出した金額を利子補給金請求書により利子補給金を請求するものとする。

第7条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日から30日以内にこれを現金で支払うものとする。

第8条 乙は、その行った融資について経理を明らかにするものとする。

第9条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況報告書を、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間につき、第6条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し提出するものとする。

第10条 乙は、恒に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならないものとする。

第11条 甲は、次に該当すると認める場合には、乙に対する利子補給の全部又は一部について打ち切ることができる。

（1）漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）第5条第3項の規定に基づき、農林水産大臣がその利子補給に係る漁業経営再建計画の認定を取り消したとき

（2）甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき

2 甲は、乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金の全部若しくは一部について打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずる（請求する）ことができる。

第12条 乙は、甲の利子補給に係る漁業経営維持安定資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第13条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により行うものとする。

第14条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第15条 この契約書は、2通作成し、甲及び乙において、各1通を保有するものとする。

年 月 日

農林水産大臣指定法人理事長 氏 名  
〇〇〇〇〇〇〇 氏 名

**第4** 交付等要綱第31の水産庁長官が特に必要と認めるものは、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、日本かつお・まぐろ漁業協同組合とする。

**第5** 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、本通知の規定に基づく申請等については、当該規定の定めにかかわらず、電子メール、農林水産省共通申請サービス（当該補助事業が当該サービスの対象事業として登録されている場合に限る。）、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、本通知の規定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請等を行う場合は、本通知に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 大臣は、第1項の規定により申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定により電子処理システムを使用する方法により申請等を行う場合は、当該電子処理システムのサービス提供者が定める当該電子処理システムの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成22年3月26日21水港第2597号）

1 次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

- (1) 漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
- (2) 担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
- (3) 鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
- (4) 我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
- (5) 国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
- (6) ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
- (7) 水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
- (8) マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
- (9) 漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
- (10) ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
- (11) 養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
- (12) 持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
- (13) 健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
- (14) 栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
- (15) 広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
- (16) 漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
- (17) 大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
- (18) 有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
- (19) ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
- (20) 漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
- (21) 漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）
- (22) 漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
- (23) 漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
- (24) 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
- (25) さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
- (26) 漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
- (27) 魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
- (28) 水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
- (29) 漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）

(30) 漁業公害等対策事業実施要領の運用について(昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知)

(31) 漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について(平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知)

- 2 実施要領第4の1の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年3月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附 則 (平成23年3月31日22水港第2463号)

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成24年4月6日23水港第2882号)

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則 (平成24年8月1日24水港第1709号)

この改正は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日24水港第2426号)

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

附 則 (平成25年2月26日24水港第2886号)

この改正は、平成25年2月26日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日25水港第190号)

- 1 この改正は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成24年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日ロ漁業協力資金及び日ロ漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
- 4 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成24年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成25年1月初日から平成25年3月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
- 5 次に掲げる運用通知(以下この項目において「旧運用」という。)は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
  - (1) 中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について(平成17年4月1日付け16水漁2543号水産庁長官通知)
  - (2) 漁業経営基盤強化推進事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第2964号水産庁長官通知)
  - (3) 漁業資金融通円滑化事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第2975号水産庁長官通知)

附 則 (平成25年6月7日25水港第758号)

この改正は、平成25年6月7日から施行する。

附 則 (平成25年10月3日25水港第1966号)

この改正は、平成25年10月3日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日25水港第2655号)

- 1 この改正は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日 25 水港第 3059 号）

- 1 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成15年1月30日付け14水漁第2319号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 2 月 3 日 26 水港第 3238 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日 26 水港第 4030 号）

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成 28 年 1 月 20 日 27 水港第 2626 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 平成 27 年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日 27 水港第 3193 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日 28 水港第 706 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 18 日 28 水港第 806 号）

この改正は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 10 日 28 水港第 1894 号）

この改正は、平成 28 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日 28 水港第 2194 号）

- 1 この改正は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 27 年度予算に係る競争力強化型機器等導入緊急対策事業に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日 28 水港第 3341 号）

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知における平成 28 年度予算に係る規定は、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 1 日 29 水港第 2596 号）

この改正は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日 29 水港第 3258 号）

- 1 この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水港第 2340 号）  
この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行する。

- 附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 3221 号）
- 1 この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
  - 3 次に掲げる運用通知等（以下「旧通知等」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧通知等の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によるものとする。
    - （1）漁業経営維持安定資金制度の運用について（昭和 51 年 6 月 1 日付け 51 水漁第 2900 号水産庁長官通知）
    - （2）**漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業実施要綱の運用について**（平成 23 年 9 月 1 日付け 22 水漁第 2456 号水産庁長官通知）
    - （3）資金供給に関する基本契約書（例）（平成 7 年 7 月 18 日付け 7 水漁第 2586 号水産庁長官通知）

附 則（平成 31 年 4 月 25 日付け 31 水港第 397 号）  
この通知は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 1 日付け元水漁第 573 号）  
この通知は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元水港第 1223 号）  
この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 15 日付け元水港第 1302 号）  
この通知は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

- 附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元水港第 1696 号）
- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。
  - 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る水産物輸出拡大連携推進事業については、なお従前の例による。

- 附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元水港第 1778 号）
- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和元年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日付け 2 水港第 179 号）  
この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 9 日付け 2 水港第 884 号）  
この通知は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日付け 2 水港第 890 号）  
この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。

- 附 則（令和 2 年 12 月 24 日付け 2 水港第 2049 号）
- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
  - 2 この通知の施行前に、人材確保支援事業について、事業実施主体から経営体に対して交付決定された場合については、この通知による改正後の水産業労働力確保緊急支援事業のうち（5）ア（イ）d の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 附 則（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 水港第 2109 号）
- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
  - 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に

より使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この通知による改正前の要領により行うこととされている水産業競争力強化緊急事業のうち令和3年3月31日までの期間に引き受けた保証に係る水産業競争力強化金融支援事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2280号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の運用の規定により行うこととされている令和2年度以前の予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年6月29日付け3水港第1116号）

この通知は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日付け3水港第2046号）

この改正は、令和3年12月20日から施行する。

附 則（令和4年3月29日付け3水港第2965号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第5第1項の規定に基づき、提出する。

記

区分	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

第1 事業の目的

第2 事業の内容

(注) 備考欄には、積算基礎を入れること。

別記参考様式第2号（第2第1項関係）

〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業実施変更計画書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

年度における〇〇〇〇〇〇〇〇事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）第5第2項の規定に基づき、提出する。

記

第1 変更の目的

第2 変更の内容

（事業実施計画書に準じて作成し、変更前を上段括弧書きに変更後を下段に記載すること）



(2-1-1(4) 水産金融総合対策事業のうち漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業)

別記様式1号

資金利用計画認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

借入融資機関經由

申請者  
住 所  
会社名  
代表者

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-1-1(4)の(3)のアの規定に基づき、資金利用計画の認定を受けたいので、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第4条第1項の改善計画の認定書の写しを添付して申請します。

記

1. 漁業経営の内容等

(1) 事業種目

(単位：千円、%)

	主たる漁業	従たる漁業	その他	合 計
事業種目の内容				
漁 業 収 入				
そ の 他 収 入				
合 計				
(比 率)				100

(注1) その他は漁業以外の業種（例：水産加工—すり身—）を記入すること。

(注2) (比率) は合計値に対する「主たる漁業」、「従たる漁業」及び「その他」の比率を記入すること。

(2) 所有漁船

(単位：総トン数)

対 象 (注1)	漁船名	規 模	漁業種類 (注2)	対 象 (注1)	漁船名	規 模	漁業種類 (注2)
			( )				( )
			( )				( )
			( )	合計 隻		総トン数 ト	

(注1) 「対象」欄には、経営改善のための取組を行う漁船の場合のみ、○を付すこと。

(注2) 同一船で兼業業種がある場合には ( ) に記入すること。

(注3) この表は漁船所有者のみ記入すること。

(3) 従業員数 漁業部門従事者 ( ) 名+その他の部門の従事者 ( ) 名=計 ( ) 名

2. 資金利用計画

(1) 借入融資機関名 ( ) 支店、支所

(2) 極度額が最大となる年度の極度額 (単位：千円)

項 目	極度額が最大となる年度

①現金支出	( ) ( ) ( )	(〇〇年度) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
合計額		
②極度額	( ) ( ) ( )	(〇〇年度) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
合計額		
③平残額	( ) ( ) ( )	(〇〇年度) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
合計額		

- (注1) ①については、漁業経費等のうち運転資金需要の発生要因となるものに限定して記入し、減価償却費等の現金支出が伴わないものについては含まないこと。
- (注2) ①、②及び③については、「項目」の欄の( )については業種名を、「極度額が最大となる年度」の欄の( )については業種別に極度額が最大となる年度及び極度額を記入し、各項目の合計を記入する。
- (注3) ②は、①の範囲内となるので留意のこと。

### 3. 既往借入金の償還見込み

(単位：千円)

	／実績	年度	年度	年度	年度	年度
経常利益						
減価償却費						
償却前利益 X						
既往長期借入金 の約定弁済額 Y						
差 引 X-Y						

(注) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)第4条第1項の改善計画申請書の数字と同一となること。

別記様式第2号

番 号  
年 月 日

殿

都道府県知事

### 資 金 利 用 計 画 認 定 通 知 書

年 月 日付で申請のあった資金利用計画については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について

て（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-1-(4)の(3)のウに基づき、適当であると認定します。

認定年月日： 年 月 日

認定番号： 号

認定の有効期限： 年 月 日まで

認定金額(極度額)

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
極度額					

(注1) 各年度の借入れについては、資金の必要時期に借入れの手続きを行って下さい。

(注2) 上記極度額は借入れの上限金額であり、実際の借入れに当たっては極度額の範囲内で必要な額の借入れにとどめて下さい。

別記様式第3号

年 月 日

### 資金利用計画変更申請書

都道府県知事 殿

借入融資機関経由

申請者

住所

会社名

代表者

私は、年 月 日付け〇〇号で認定を受けた資金利用計画について、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-1-(4)の(3)のエの規定に基づき、変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 変更理由

2. 変更内容

(注) 認定済みの資金利用計画の写しを朱書訂正し、添付して下さい。

別記様式第4号

殿

都道府県知事

資 金 利 用 計 画 変 更 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった資金利用計画変更申請については、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成23年3月26日付け水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-1-(4)の(3)のエに基づき、適当であると認定します。

1. 変更認定年月日： 年 月 日（当初 ）
2. 変更認定番号： 号（当初 ）
3. 変更認定の有効期限： 年 月 日まで（当初 ）

4. 変更後の認定内容

(1) 極度額

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
変更後 認定額					
当 初 認定額					

(2) その他

別記様式第5号

年 月 日

〇〇年度貸付目標額協議書

水産庁長官 殿

都道府県知事

〇〇年度漁業経営改善促進資金貸付目標額の協議について

〇〇年度における漁業経営改善促進資金の貸付目標額（見込年間平均残高をいう。以下同じ。）について下記により協議します。

記

1 設定しようとする貸付目標額

貸付目標額	百万円
(預託額)	百万円
うち、〇〇漁業信用基金協会	百万円

2 都道府県低利預託資金調達計画

出捐する機関名	金 額	備 考
---------	-----	-----

	百万円	
計		

- (注) 1 借入金について利子補給する場合にあつては、利子補給金を負担する機関名と借入金の限度額を記載する。  
 2 備考欄には、出捐の形態（交付金、預託金、無利子貸付金、有利子貸付金、利子補給金等）と出捐先の基金協会名を記入する。

3 その他参考となるべき事項（漁業信用基金協会別に作成。）

(1) 基礎データ

貸付予定漁業者等	人（うち新規	人）
融資機関数	機関（うち漁協	機関）
	（ 信漁連	）
	（ 農中	）
	（ 銀行	）
	（ 信金	）

(2) 前年度貸付目標額 百万円

(3) 前年度貸付見込額（見込年間平均残高） 百万円

別記様式第6号

年 月 日

漁業経営改善促進資金貸付状況報告書（〇〇年度第〇四半期末）

〇〇漁業信用基金協会理事長 殿

融資機関名  
代表者名

〇〇年度第〇四半期における漁業経営改善促進資金の貸付状況を水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-1-(4)の(7)のAの規定に基づき、別表のとおり報告します。

別記様式第7号

年 月 日

漁業経営改善促進資金状況報告書（〇〇年度第〇四半期末）

都道府県知事 殿  
又は水産庁長官 殿

〇〇漁業信用基金協会理事長

〇〇年度第〇四半期における漁業経営改善促進資金の低利預託資金の預託等の状況を水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-1-(4)の(7)のイの規定に基づき、別表のとおり報告します。

別表

1 低利預託資金預託状況

(単位：百万円)

	前期末残高 (A)	期中増減額		当期末残高 (D=A+B-C)	累計残高
		増(B)	減(C)		
預託融資 機関数					
低利預託資金					E

2 漁業経営改善促進資金貸付状況

前期末貸付残高		百万円
当期末貸付残高		百万円
累計貸付残高 F		百万円
達成率 F / 2 × E		%
(参考) 取引契約者数		人
極度額の合計額		百万円

(注1)

F 年度期首から各月末までの漁業経営改善促進資金累計貸付残高

達成率 =  $\frac{F}{2 \times E} \times 100$

E 年度期首から各月末までの低利預託資金累計預託残高 × 2

(注2) 取引契約者数及び極度額の合計額は、それぞれ各期末の状況を記入すること。

漁業経営改善促進資金第 四半期の貸付状況

(単位：百万円)

	第1・四半期			第2・四半期			第3・四半期			第4・四半期		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	累計			累計			累計			累計		
前月末貸付残高												
当月末貸付残高 (A)												
当月末低利預託 資金受入残高 (B)												
達成率 A / (B × 2) [%]												
(参考) 取引契約者数 [人]												
取引契約者の 極度額の合計額 [百万円]												

注：1 貸付残高は、当座貸越にあつては、月末時点で貸越している者の貸越額の合計額とすること。

2 取引契約者数及び極度額の合計額は、それぞれ各期末の状況を記入すること。

3 累計額は、年度期首からの合計額を記入すること。